

一日合同行政相談所を開設します

総務省四国行政評価支局では、行政相談月間(※)の行事として、地域住民の様々な困りごとに、ワンストップで対応する「一日合同行政相談所」を開設します。

※総務省では、行政相談をより多くの方に知っていただき、利用していただけるよう、毎年9月・10月の2か月間を「行政相談月間」とし、相談所の開設や広報活動を重点的に実施しています。

1 概要

日時：令和8年10月2日(金) 12時～16時(15時30分受付終了)

場所：丸亀町レッツホール・カルチャールーム

参加機関：16機関

[参加機関一覧]

高松法務局	高松市	香川県行政書士会
高松国税局	日本年金機構	四国税理士会香川県支部連合会
香川労働局	香川県弁護士会	香川県社会保険労務士会
四国地方整備局	香川県司法書士会	行政相談委員(高松市担当)
香川県	香川県土地家屋調査士会	四国行政評価支局
香川県警察本部		

2 事前電話予約制について

弁護士、司法書士、税理士及び社会保険労務士への相談を希望する場合は事前の電話予約が必要です。

予約受付期間：9月28日(月)9時～30日(水)15時

電話：087-826-0674(詳細は、別添資料参照)